

## 中国による反外国不当域外管轄条例の執行事例について

—EU 外国補助金規制（FSR）による調査を不当な域外管轄措置と認定（本年 5 月の認定に続き 2 例目）

—今後、関連する組織や個人に対して報復措置が実施される可能性

2026 年 8 月 25 日

CISTEC 事務局

本年 4 月 7 日、中国国務院は国家安全法や対外関係法等に基づき、反外国不当域外管轄条例を公布・施行<sup>1</sup>した。これは、外国における不当な域外（ロングアーム）管轄措置（反腐败、独占禁止、反不正競争、輸出管理、データ安全、司法共助等）について、中国当局による調査権限や、当該措置が中国の国家主権、安全、発展の利益を脅かし、中国公民・組織の合法権益を損なった場合に報復措置<sup>2</sup>を講じる権利を有することなどを規定したものである。

司法部は、本条例の制定背景について、西側諸国の“ロングアーム管轄”の濫用を指摘した上で、立法形式で報復措置を行うことは、（西側諸国のそれと異なり）国際法や国際関係の基本原則に違反して実施する外国の不当な域外管轄に対応・反撃するための防御措置であると説明していた。

その後、中国は、本年 5 月 15 日及び 8 月 19 日に、EU の外国補助金規制（FSR）による中国企業に対する調査<sup>3</sup>について、その行為を反外国不当域外管轄条例に基づく「不当な域外管轄措置」と認定し、「如何なる組織、個人もこの不当な域外管轄措置を執行または執行に協力してはならない。」と公告<sup>4</sup>した。

---

<sup>1</sup> CISTEC 解説「『中国反外国不当域外管轄条例』の公布・施行」（CISTEC サイト 2026 年 4 月 15 日）

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20260415.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260415.pdf)

<sup>2</sup> 外国の不当なロングアーム管轄の実施に関与等する外国の組織・個人を悪意のあるエンティティリストに掲載の上、反外国制裁法等に基づき、その者に対し、査証の発給拒否、入国禁止、査証の取消または期限付出国、本国送還、国外退去、中国国内の動産、不動産等の凍結、中国とのデータ取引等の禁止等、中国と関係する輸出入活動の禁止等、中国国内への投資禁止等（本条例第 8 条）。

<sup>3</sup> EU は、昨年 12 月及び本年 5 月に、外国補助金規制（FSR）に基づき、中国企業が助成金、税制上の優遇措置等の外国補助金により、企業買収や EU 域内市場における競争に悪影響を及ぼした可能性があるとの懸念等から調査を実施。

Commission opens in-depth foreign subsidies investigation into Nuctech's activities in the threat detection systems sector（欧州委員会サイト 2025.12.11）[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_25\\_3019](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_3019)

Commission opens in-depth foreign subsidies investigation into JD.com's proposed acquisition of CEECONOMY（欧州委員会サイト 2026.5.28）[https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_26\\_1164](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_1164)

<sup>4</sup> 「司法部关于欧盟外国补贴调查相关做法构成不当域外管辖的公告」（中華人民共和国司法部サイト政府信息公开 2026 年 5 月 15 日）別添 1※CISTEC 仮訳

[https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zwxgk/fdzdgknr/fdzdgknrtzjw/202605/t20260515\\_535049.html](https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zwxgk/fdzdgknr/fdzdgknrtzjw/202605/t20260515_535049.html)

## 1. 概要

本条例第6条（後述）において、外国の措置について、国務院と関係機関と共同で調査を行う権限があり、その措置が、①国際法及び国際関係の基本準則に違反しているか否か、②当該措置の域外管轄の行為と、中国との関連性は適切であるか否か、③中国の国家主権、安全、発展の利益を脅かし、中国の公民・組織の合法権益を損なうか否か、④その他、の要素を考慮の上、「外国の不当な域外管轄措置」を構成するかどうかの識別調査を実施することができ、「外国の不当な域外管轄措置」を構成する場合、国務院はそれを公表の上、「いかなる組織・個人も当該調査に協力してはならない」としている（本条例第6条）。

今般の公表は、EUの外国補助金規制（FSR）による中国企業に対する調査について、これに基づき、当該調査を「外国の不当な域外管轄措置」と認定したものである。

### 【中国反外国不当域外管轄条例<sup>5</sup>第6条】（CISTEC 仮訳）

第六条 国務院の法治部門は他の関係機関と共同で外国の不当な域外管轄措置の識別業務を行い、調査および対外交渉等を行うことができる。関係する組織・個人は国務院の法治部門に識別業務を行う提案を提出することができる。

外国の不当な域外管轄措置の識別業務を行う際、以下の要素を総合的に考慮しなければならない：

- （一）国際法および国際関係の基本準則に違反しているか否か；
- （二）外国国家による域外管轄の行為と当該国との関連性は適切であるか否か；
- （三）中国の国家主権、安全、発展の利益を脅かし、中国の公民・組織の合法権益を損なうか否か；
- （四）その他の考慮すべき要素。

識別の結果、関連措置が外国の不当な域外管轄措置を構成した場合、国務院の法治部門は公表することができる。いかなる組織・個人も外国の不当な域外管轄措置を実行する、または実行に協力してはならない。

中国の公民・組織が特殊な状況により確かに外国の不当な域外管轄措置を実行する、または実行に協力する必要がある場合、国務院の法治部門に申告し、相応の事実と理由、実行する、または実行に協力する必要がある範囲等を提供しなければならず、業務

「司法部发布关于欧盟外国补贴调查相关做法构成不当域外管辖的公告」（中華人民共和国司法部サイト政府信息公开 2026年8月19日）別添2※CISTEC 仮訳

[https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zwxgk/fdzdgknr/fdzdgknrtzjw/202608/t20260819\\_538688.html](https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zwxgk/fdzdgknr/fdzdgknrtzjw/202608/t20260819_538688.html)

<sup>5</sup> 中華人民共和国反外国不当域外管轄条例（CISTEC 仮訳）（CISTEC サイト 2026年4月15日）

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20260415.pdf#page=4](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20260415.pdf#page=4)

メカニズムの意思決定プロセスに従って同意を得たのちに特定の範囲内で関連措置を実行する、または実行に協力することができる。

## 2. 今般の認定について

今般の2件の認定について、公表された公告上においては、上述の4つの考慮事項との関連について、その具体的な内容には触れていないが、司法部報道官による5月の会見<sup>6</sup>においては、「中国のエンティティに対して広範で、必要のない中国国内情報を勝手に越境請求していることは、関連エンティティに対して行った不当な要求であり、国際法及び国際関係の基本原則に明らかに違反している」としている。また、同報道官による8月の会見<sup>7</sup>においては、「国際法の支配に対する重大な侵害である」としている。

## 3. 今後想定され得る動き

本条例第7条において、中国政府は「外国の不当な域外管轄措置行為に対して評価を行い、リスク等級を定め、法に従って外交・外務、出入国、貿易、投資、国際効力、対外援助等の分野において報復または制限措置を講じることができる」とされている。

さらに、同条例第8条において、「外国の不当な域外管轄措置の実施を推進し、又は実施に関与する外国の組織・個人を悪意のあるエンティティリストに掲載」し、反外国制裁法等に基づき、査証の発給拒否、入国禁止、査証の取消または期限付出国、本国送還、国外退去、中国国内の動産、不動産等の凍結、中国とのデータ取引等の禁止等、中国と関係する輸出入活動の禁止等、中国国内への投資禁止等の報復措置を講じることができるとされており、今般、EUの調査が「外国の不当な域外管轄措置」に認定されたことで、今後、これらに関連する組織や個人に対する具体的な措置が実施される可能性も考えられる。

### 【中国反外国不当域外管轄条例第7条及び第8条】（CISTEC 仮訳）

第七条 中国政府は関係する国家の実施する不当な域外管轄措置行為に対して評価を行い、リスク等級を定め、法に従って外交・外務、出入国、貿易、投資、国際効力、対外援助等の分野において報復または制限措置を講じることができる。

<sup>6</sup> 「司法部新聞发言人就欧盟外国补贴调查相关做法构成不当域外管辖答记者问」（中華人民共和国司法部サイト 2026 年 5 月 15 日）[https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/gwxw/xwyw/202605/t20260515\\_535048.html](https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/gwxw/xwyw/202605/t20260515_535048.html)

<sup>7</sup> 「司法部新聞发言人就欧盟外国补贴调查相关做法构成不当域外管辖答记者问」（中華人民共和国司法部サイト 2026 年 8 月 19 日）別添 3※CISTEC 仮訳  
[https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/gwxw/xwyw/202608/t20260819\\_538687.html](https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/gwxw/xwyw/202608/t20260819_538687.html)

第八条 国务院の関係部門は業務メカニズムの意思決定プロセスに従って、外国の不当な域外管轄措置の実施を推進する、または実施に関与する外国の組織・個人を悪意のあるエンティティリストに掲載し、《中華人民共和国反外国制裁法》、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》等に基づいて、それらに対して以下の一つまたは複数の報復および制限措置を講じ、公表することができる：

（一）査証の発給拒否、入国禁止、査証の取消または期限付き出国（指定した期日までに出国させる処罰）、本国送還、国外退去；

（二）関係者の中国国内における就労、逗留、居留資格の取消または制限；

（三）中国国内の動産・不動産およびその他の各種財産の封印・留置・凍結；

（四）中国国内の組織・個人がデータ・個人情報を提供すること、関連する取引、協力等の活動を行うことの禁止または制限；

（五）中国と関係する輸出入活動に従事することの禁止または制限；

（六）中国国内で投資することの禁止または制限；

（七）それらの製品、交通輸送手段の入国の禁止または制限；

（八）罰金；

（九）その他の必要な措置。

前項に定める措置は悪意のあるエンティティリストに掲載された組織・個人が実質的に支配する、または設立・運営に関与する組織に適用することができる。

以上

※CISTEC 仮訳

EU 外国補助金規制の調査に関わる方法が不当な域外管轄を構成することに関する司法部の公告<sup>8</sup>

中華人民共和国司法部  
第 5 号

《中華人民共和国反外国不当域外管轄条例》第三条、第六条の規定に基づき、司法部は商務部等の関係部門と共同で調査し、EU の《外国補助金規制》(FSR) を利用した同方威視に対する調査において中国エンティティに対して講じた関連する域外調査の方法は、不当な域外管轄措置を構成すると認定した。

如何なる組織、個人もこの不当な域外管轄措置を執行または執行に協力してはならない。

本公告は公布の日より実施する。

司法部  
2026 年 5 月 15 日

---

<sup>8</sup> 「司法部关于欧盟外国补贴调查相关做法构成不当域外管辖的公告」(中華人民共和国司法部サイト政府信息公开 2026 年 5 月 15 日) [https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zwxxgk/fdzdgknr/fdzdgknrtzjw/202605/t20260515\\_535049.html](https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zwxxgk/fdzdgknr/fdzdgknrtzjw/202605/t20260515_535049.html)

※CISTEC 仮訳

司法部による EU 外国補助金規制の調査に関わる方法が不当な域外管轄を構成することに関する公告の公布

中華人民共和国司法部

第 8 号

《中華人民共和国反外国不当域外管轄条例》第三条、第六条の規定に基づき、司法部は商務部等の関係部門と共同で調査し、EU の《外国補助金規制》(FSR) を利用した京東（京東集团股份有限公司 [JD.com, Inc.]）に対する調査において中国エンティティに対して講じた関連する域外調査の方法は、不当な域外管轄措置を構成すると認定した。

如何なる組織、個人もこの不当な域外管轄措置を執行または執行に協力してはならない。

本公告は公布の日より実施する。

司法部

2026 年 8 月 19 日

司法部報道官が EU の外国補助金調査に関わる手法が不当な域外管轄を行使することについて記者の質問に回答<sup>9</sup>

質問：2026 年 8 月 19 日、司法部は公告を発表し、EU が《外国補助金規制》（FSR）を利用した京東（京東集团股份有限公司 [JD.com, Inc.]）に対する調査において中国エンティティに対して講じた関連する域外調査の方法は、不当な域外管轄措置を構成すると認定しました。お伺いします、どのような点を考慮していますか？

回答：最近、EU が《外国補助金規制》（FSR）を利用して京東に対して調査を行い、中国のエンティティに対して広範で、必要のない中国国内情報を勝手に越境請求していることは、関連エンティティに対して行った不当な要求であり、国際法の支配に対する重大な侵害である。国の主権、安全および発展の利益を守り、中国公民、法人またはその他の組織の合法権益を保護するため、司法部は《中華人民共和国反外国不当域外管轄条例》に基づき、商務部等の関係部門と共同で法に従って EU の上記方法を識別し、上記手法が不当な域外管轄措置を構成すると認定し、如何なる組織、個人も当該措置の執行または執行に協力してはならないと要求した。EU が直ちに誤ったやり方を是正し、“外国補助金”調査手段の濫用を停止し、ヨーロッパで投資・経営する企業に公平、公正、予測可能な市場環境を創出することを希望する。もしヨーロッパ側が独断専行したならば、中国は断固として法に従って対抗する。

---

<sup>9</sup> 「司法部新闻发言人就欧盟外国补贴调查相关做法构成不当域外管辖答记者问」（中華人民共和国司法部サイト 2026 年 8 月 19 日）[https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/gwxw/xwyw/202608/t20260819\\_538687.html](https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/gwxw/xwyw/202608/t20260819_538687.html)